

阿知須町民憲章

- 一、勤労を尊び、奉仕の精神で励みます。
- 一、スポーツに親しみ、健康で明るいくらしを築きます。
- 一、生涯を通して学び、うるおいのある生活を求めます。
- 一、きまりを守り、温かい心のふれあいを広げます。
- 一、伝統と自然を大切に、住みよいまちをつくります。

昭和61年

5/5

山口県吉敷郡阿知須町
発行 阿知須町役場
電話 4111番(代) 754-12

広報あじす 毎月5日 発行
お知らせ版 毎月20日 発行

No.413



話題・家族
見たり ④
聞いたり

兄弟で熱唱(右から真治さん、稔さん、守さん)

音楽でふれあいの輪を広げたい

平岩真治さん(砂二)
稔さん(砂二)
守さん(前山)

「音楽でふれあいの輪をもっと大きく広げたい」と語るのは、平岩真治さん(五五)・稔さん(五五)・守さん(四五)の三兄弟。父親から「船乗りは歌を歌え」と言われて育ち、父と同じ「歌を愛するマドロス」さんである。

「父は九年前に亡くなったが、とにかく歌が好きじゃった。自分が船乗りになって考えてみると、多分、新潟で代々で船乗りだった父は孤独な船乗りの心を晴らすには歌が一番だと言いたかったのではないかと思えるんですよ」と真治さん。

「小学六年生のとき、学芸会で何をやろうかと迷っていたら、父が流行歌を歌えと言うんです。霧島昇の『誰か故郷を想わさる』を教えてもらって、教室で歌ったことを覚えていています」と稔さん。

「私の歌を聞いては、あそこが悪い、ここが良かったとよく批評してくれました」と守さん。父の思い出は尽きないようである。

成長した三人は宇部興産セメント事業部のセメントタンカーの乗組員となった。民謡、三味線が好きで真治さんは現在、町内の民謡グループ「正愛会」のリーダー。「昨年、退職しましたが、二十年前から三味線を始め、五年前からは津軽三味線を研究しています」。

仕事柄、新潟・秋田県へ行くことの多い稔さんは「北国は歌の本場。歌に対する姿勢は厳しいですよ」といい、現在、新潟県のカラオケ道場五段の「のど自慢」。

守さんは十三年前に町職員の有志らと「阿知須歌謡クラブ」を結成。施設の慰問や町文化祭への出場をずっと続けている。「キツイ仕事も、阿知須に帰ったらまた歌える」と思うとさほど苦になりませんよ。

「私たちが三人が音楽に打ち込めるのは父の影響だけでなく、本当は家族の理解と応援があるから」と異音同音に語り、さらに「三味線の後継者を育てたい」という真治さん。「いつかはカラオケ同好会をつくりたい」稔さん。「歌謡クラブをもっと発展させたい」と守さん。

勤務の都合で三兄弟がそろうのは年に一度か二度だが、そのときは家族入り混って三家族歌の大競演となる。四月の終りにもその機会があつて夢を語り、のどを競う振やかな一夜となった。

住民票の請求

署名、押印が必要

六月から、使用目的の記入も具体的に

住民基本台帳法の一部改正により、六月一日から本籍や続柄が省略された住民票の写しが発行されます。また、閲覧や交付の請求手続きが複雑になります。

これは住民票の写しが「不当な目的」に使用されるのを防ぎ、個人のプライバシーを保護するのが目的です。

改正点などについて、担当者に聞いてみましょう。

自分や自分と一緒に生活している家族の住民票の写しを請求するときは

今までは、署名とおおまかな使用目的が記入されていれば、住民票の写しを交付してました。六月一日からは、押印が必要になります。

代理人が住民票の写しを請求するときは

今までは代理人の署名と、詳しい使用目的と理由を記入していただいていたのですが、これからは代理人の印と、代理人に請求を依頼した人の承諾書（署名と押印）が必要になります。

請求の目的が「不当」でなく、理由も具体的に記入され



6月から、住民票の写しの請求時には印鑑を忘れずに

りしようとすることを言います。

たとえば、世帯主と家族の続柄を調べたり、本籍地などを調べる目的で利用することなどです。

偽りや不正な手段で住民票の写しを請求したりすると、五万円以下の過料が課せられることがあります。

具体的な理由とは、どの程度をいうのか

「結婚のため」「世論調査のため」「職員採用・選考のため」「取材・報道のため」「債権の回収・保全のため」といった抽象的な理由ではなく、住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが、明らかとなる程度を言います。つまり、窓口の係員が「こういう目的なら発行すべきである」と判断できる理由でなければいけないと言うことです。

他人の住民票に記してある事から知ることが、社会通念上、ふさわしくないのに、その事を調べたり、暴露した

承諾書の様式は

住民課備え付けの住民票の写しの交付用紙の裏面が、承諾書になっています。

代理人の人は、あらかじめ住民課へ用紙を取りに来てもらうこととなります。

住民票の写しは本籍や続柄が省略されたものになるとのことだが、警察や役場などに出す「写し」には本籍や続柄の記載が必要なものもあると思うが……

運転免許証の申請及び運転免許証記載事項の変更・年金・健康保険申請などで、官公庁に出される書類には本籍や続柄などの記載が必要になることが多いので、請求される前に、窓口の係員にその旨ご相談ください。

電話で住民票の写しを請求してよいか

申請書に請求の理由などを記入してもらわなくてはなりませんので、原則として電話による請求には応じません。

住民票とは その土地に住む人が、市町村役場に届け出て居住関係を明らかにした登録票。これには世帯単位にして氏名、出生年月日、男女別、世帯主との続柄、本籍、住所がカードに記入されます。そのカードを住民票といいます。

なぜ「居住地域」か



干拓地
利用構想
は宇部テ
クノポリ
ス関連と
して広域
レクリエ
ーション

国際交流・生産・住宅・公共施設など五つの区域に大別して利用したいとの考え方でい、県が具体的な検討に入っています。

基本的な考え方としては、宇部テクノポリスの四市四町の中で本町が「居住地域」としての役割を大きくもつことになっていきます。

では何故、居住地域として重視されるのかい一度考えてみましょう。

まず地理的条件。当欄③で述べたように、空港、新幹線、自動車道ともに近く、海に面していること。空港、新幹線をほど等距離で近くに控えています。これは県下で本町だけです。

つぎに県下の主要都市を周辺に控えていること。これまでは阿知須町は山口市や宇部市の郊外であるとの考え方が一般的でしたが、逆の発想からみて、阿知須の周辺に都市が控えている。山口、宇部の向うには防府、小野田市もある。阿知須に家をもてば全方位的に通勤・通学ができる。

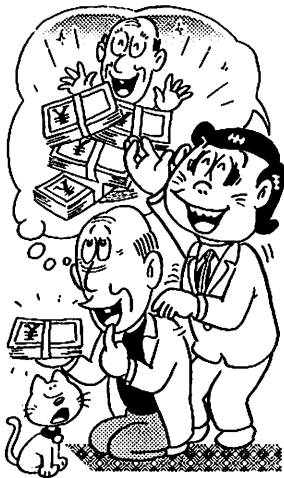
特に高校は自分の希望に合わせ山口方面にも宇部方面にも通える。その選択の範囲が広いのも県下のどこよりも恵まれているとの考え方ができるわけです。

土地はなだらかな丘陵地が広がっています。海も近くにあり、いままで使っていない干拓地があります。住宅地として絶好の地といえましょう。それに、いままで使っていない干拓地があります。それも、農用地以外の目的で利用することが確認されています。既成の町域、新しく利用をめざす干拓地、その双方を含めて居住地域としての整備に期待が寄せられていますし、本町としてもこの実現をめざすことが賢明だとの考え方がなっています。

地域の将来を考える場合、いまでは、その市・町・村だけの範囲では発展はありません。交通体系の整備と相まって広域的に考えることが大切です。その中で、しかも町の特徴を出すことが必要です。そうした中で、町内には、民間の手で住宅団地二か所、百余戸の計画がありますが、これも阿知須にふさわしい住宅ができるように検討中です。町としては、この願いが実現するように去年「建築協定条例」を制定し、美しい住宅街の実現に備えています。次号はその「建築協定」について紹介いたします。

あなたを狙う“甘いささやき”

5月は「経済事犯取締り強化月間」です



「短期間で、あなたの資金が二倍、三倍になります」
 これは、悪徳商法のセールスマンの言葉たくみな「甘いささやき」です。

この世には、こんな「うまい話」があるわけがないとわかっている、ついで話を聞いてしまう——このうなると悪徳セールスマンの思う壺。あとは、消費者をその気にさせて、どんどん財産を吸い取つてしまふというケースが多いようです。

被害者の中には、自殺をしたり、預貯金はもちろんのこと生活費まで巻き上げられ、今後の生活設計が立たなくなってしまうといったケースもあります。特に被害が多いのはお年寄りや婦人です。

五月は「経済事犯取締り強化月間」です。

悪徳商法のセールスマンは、どんなことをささやき、あなたの財産を狙っているのでしょうか。

親切を逆手に取る

お年寄りを狙う悪徳セールスマン

親切を「武器」に人をだます。といっても、一般の人がすることではありません。一部の悪徳セールスマンの手口です。どんな方法かというところ——例えば、一人暮らしのお年寄りに近づき、話し相手になり、ときには肩をもんだり、風呂で背中を流したりします。このときは、まだ儲け話をきり出しません。

お年寄りは「自分の子どもにもしてもらったことのないことをしてくれる。なんて親切な人だろう」と感激。だんだん心を許してしまいます。悪質なセールスマンの化けの皮がはがれはじめるのは、このころからです。

老後の不安をあおりたて「おじいちゃん、すごくいい話があるんだ」こんな言葉で誘います。

「今は生活資金に困ってないし……」などと答えると、セールスマンは「これから年金をあてにしたらだめ。現金を持っていても、税金でどんどんもっていくよ」などと、老後の不安をあおりたてます。そのうち「短期間で、お金が二倍、三倍に増える方法を知っているんだが……」と切り出してきます。

お年寄りを孤立させる
親切な人が言うことだから

間違いないだろうと判断してしまふことも多いようです。悪いことにセールスマンは「この話は確実に儲かる話だから、他人に話してはダメだよ」などとウソをつき、お年寄りを孤立化させてしまふのです。

うまい話には十分注意を。そして一たん契約を済ませると、セールスマンは高飛車になり、お年寄りがだまされたとわかって「解約したい」といつてもとりあわず、逆に「違約金を払え」などとおどし始めます。

結局、お年寄りはしかたなく違約金を払い、それまで持っていた老後の生活資金をほとんど巻き上げられてしまふ……。これは、ほんの一例。うまい話には十分注意を。

悪徳セールスマンを断るための五つの方法

- ① 勇気を出して断る
- ② 知らない人は玄関に入れない
- ③ むやみに署名などしない
- ④ 他人に印鑑などを渡さない
- ⑤ しつこいときは警察へ連絡

警察からのお願い

犯罪捜査にご協力を

昨年の県内の刑法犯・発生件数は過去10年間で最高の16,719件。

内容的にも悪質化、広域化しており、犯罪捜査に対するみなさんのご協力がますます重要なものになっています。

事件の発生を知ったらすぐ110番通報を

110番を受けて、警察官が現場に到着する時間は、全体の約九割が10分以内です。早いほど検挙率もよくなっています。

被害にあったら必ず届出を

被害が少ないから、恥かしいから、面倒だから、仕返しが恐ろしいから……などいろいろな理由で被害の届出をしない人がいます。

かえって犯人がつけあがり第二、第三の被害者を作ることにもなりかねません。必ず届け出ましょう。

知っていることは積極的に通報を
 犯罪は世間から全くかけ離れたところで発生しているわけではありません。多くの人が目撃していることが多いものです。積極的な通報をお待ちしています。

聞込みにご協力を

警察ではご協力いただいた方にご迷惑をかけることのないよう十分配慮しています。捜査員が聞込みなどでお伺いしたときは、どうか積極的なご協力をお願いします。



山口県警察官の募集

- ▽採用予定人員 二十人程度
- ▽資格 大学卒（短大卒を除く）で昭和三十三年十月二日から三十九年四月一日までに生まれた男子
- ▽採用予定日 六十一年十月一日（水）
- ▽一次試験 六月十五日（月）
- ▽二次試験発表 七月一日（火）
- ▽二次試験 八月上旬
- ▽二次合格発表 九月上旬
- ▽試験会場 一次、二次とも県警察学校
- ▽応募受け付け期間 五月、六月五日（木）
- ▽応募先、問い合わせ先 小郡警察署（小郡②二二二）
- ▽か、阿知須派出所（電話二〇四一、有線二一〇）まで

役場は1日

建設課の巻

建設課の係は管理係、土木係、都市計画係の三つ。今回は管理係と都市計画係にいろいろ聞いてみました。

赤線道、青線水路とは何のことか

みなさんのお宅の近所や田や畑の境界にある狭い道路や水路などは、道路法の適用を受けない道路や河川法の適用を受けない水路などです。

古い分間図には、道路に赤い色、水路に青い色が塗ってあったので、赤線(道)青線(水路)と呼ばれています。

赤線道は、馬道、里道とも呼ばれています。

これらは、国の財産で建設省所管の行政用財産です。

道路や水路の占用許可とは

国道や県道、町道、赤線道、河川、青線水路などは公共の財産です。無断で広告の看板や構築物を設置することはできません。

使用するときは事前に道路(水路)占用許可申請書を町建設課に出し、許可を受けてから、占用してください。申請書は建設課にあります。

不法占用は罰せられることがありますので、ご注意を。

建物を建てる敷地を選ぶときに注意したいことは

家がほしい、土地が買いたい、日頃の夢をかなえようと長年苦労して貯めた大金をほたいて買った土地が、家の建てられない敷地であったり、思わぬ制限が多く思い通りに使えない土地であるということとはよくあることです。

敷地を選ぶには、日照、通風、給排水、交通機関の便など環境の良さを考えることが大切です。

しかし、同時に道路との関係、建ぺい率、用途地域などの法律的な規制を受けていないかどうか、よく調べることも大切です。

家を建てる時に、レックカーを道路に据えようと思うが……

道路を使用するときには、必ず占用許可を受けてからにしてください。

特にレックカーの場合、道が狭いと通行止めになることでもあります。この場合小郡警察署の許可も必要となることでもありますので、早目にご相談ください。

また、建築資材を道路上に放置することも、不法占用であり、交通面でも非常に危険ですから、やめていただくたいです。

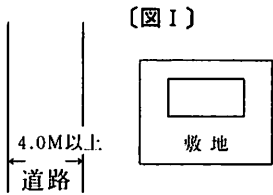
家の塀を築こうと思うのだが、道路や水路との境界確認を受けなければ、いけないか

町内の土地所有者のほとんどの人は、道路や水路など公共の財産に隣接した土地を持つておられると思います。道路や水路の境界に塀や生垣などを設けるときには必ず国や県、町などの境界確認を受けるようにしてください。

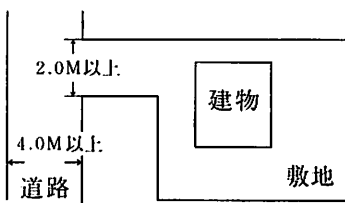
境界を越えて塀などを築かれた場合、取り除きや取りこわしを受けたりすることがあります。事前に町建設課か県山口土木事務所(山口市神田

道路との関係とは

建物の敷地は、消防活動が十分にでき、災害が起きた場合、安全に避難できるように幅四・〇メートル以上の道に二・〇メートル以上接していなければ原則として建てることはできません。(図I参照)



●建てられない敷地…道路に接していないため



●建てられる敷地…道路に2メートル以上接しているため

もっと詳しく説明して欲しい

家を建てる時に守らなければならない法律に、建築基準法があります。この法律は安全で衛生的で快適な家やまちをつくるために、最低の基準を定めてあります。

道路や水路は勝手につぶさないで

宅地造成や土地の形質の変更などをされる時、その地域内に公共の道路や水路はありませんか。

事前に地籍図で調査してみてください。地籍図は、町税務課と山口地方支務局(宇部市松山町一丁目、電話支部②七二二一)にあり、町六一十、電話山口②一〇七

料金を払えば閲覧などができます。

もし、道路などが存在していれば、必ず建設課でご相談ください。

現在、全く使われていない廃道敷や廃川敷であれば、払い下げを受けることができます。(用途廃止)

また、代りの道路や水路をつくれればよい場合もあります。(代替施設の設置)

○)にご相談を。

- この法律でいう道路とは幅四・〇メートル以上で次の(1)～(4)にあげる道をいいます。
- (1)道路法、都市計画法、土地区画整理法(阿知須町の場合、該当なし)という道路
- (2)昭和二十五年五月より前にすでにあった道路
- (3)道路法、都市計画法、土地区画整理法による事業の計画のある道路で、二年以内にその事業が行われる予定のものとして県知事が指定したものと
- (4)土地を建築物の敷地として利用するために作る道で、県知事がその位置を指定したものと。

また、建物基準法が適用されたときに建築物が建ち並んでいる幅四・〇メートル未満、一・八メートル以上の道で、県知事が指定したものは道路

建ぺい率とは

くわしくは都市計画法におたずねください。

建ぺい率とは建物の建築面積の敷地面積に対する割合のことです。(図II参照)これは用途地域や防火地域により、それぞれの割合は異なります。敷地内に空地をとることは、家を明るく日当りのよいもの

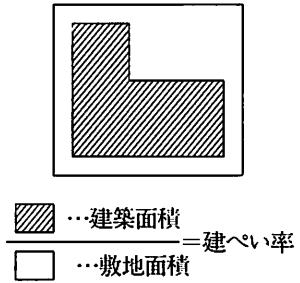
〔表〕

| 区 域 | 敷地の条件等 | | 街区のなか にある敷地 |
|---------------|---------|--------|----------------|
| | 地域区分 | | |
| 都 市 計 画 区 域 内 | 第一種住専 | 4 / 10 | 5 / 10 |
| | 第二種住専 | 6 / 10 | 7 / 10 |
| | 住 居 | 6 / 10 | 7 / 10 |
| | 準 工 業 | 6 / 10 | 7 / 10 |
| | 近 隣 商 業 | 8 / 10 | 9 / 10 |
| | 指 定 な し | 7 / 10 | 8 / 10 |

建築物の新・増・改築で、床面積が十平方メートルを超える場合は確認申請が必要だと聞いたが

建築物を新築、増築、改築される場合、建築物の床面積が十平方メートルを超える場合は「確認申請書」が必要だと聞いたが

〔図Ⅱ〕

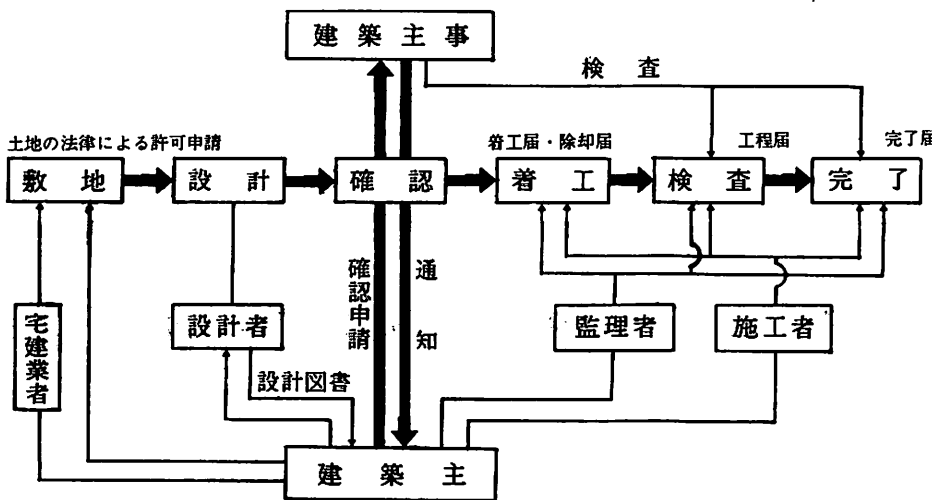


その割合については表のとおり定められています。(表参照)

にし、通風もよく、防災上も非常に有効です。

平方メートルを超える場合は必ず「建築確認申請書」を都市計画係へ提出していただくという事です。その書類によって道路との関係や建ぺい率などが適切かどうか審査し、適切であれば山口土木事務所へ書類を送付します。そこで建築主事が構造上の問題などを審査し、適切であれば、「確認申請書」を建築主へ交付します。その手続きが済んで着工ということになります。「確認申請書」を提出せずに建築物を建てると処罰されることもあります。車庫や倉庫を建てる場合でも、十平方メートルを超える場合は「確認申請書」が必要です。ご注意ください。

● 建物が出来るまで



けたいことは

建築基準法を守ってできた建物でも、正しい管理がなされてはじめて安全な建物といえます。目先のことだけ考えて、法に合わない増築や改造をしたり、避難路や階段に物を置いたり、防火戸の場所を置いて閉めないようにしたり、常に閉めておかねばな

らない防火戸を、不便だからといって閉け放しにしたり、防火戸や消火設備の故障を放置しておけば、安全な建物も危険な建物になって、万一の事故の際にせっかくの防火施設が何の役にも立ちません。正しい管理がなされてこそ基準法を守った価値があります。それをするのはあなたです。

「魚料理講習会と消費者教室」の参加者募集

町消費生活研究会(山根傳美子会長)主催の「魚料理講習会と消費者教室」を次のとおり開きます。

- 参加ご希望の人は町企画課(電話四一一、有線二二四)までご連絡ください。
- ▽対象 幼児から高校生までをお持ちのお母さん
- ▽日時 五月二十日(木)午前九時半～午後三時
- ▽会場 阿知須中学校・調理実習室
- ▽募集人員 七十人
- ▽用意するもの 材料費(実費)米一合、エプロン、筆記用具

シャクナゲ観賞登山

ハイキングクラブ山歩

ハイキングクラブ「山歩」では、五月十八日(日)にシャクナゲ観賞登山を行います。場所は大ヶ岳(福岡県、一、一三二m)。定員は五十名(会費以外)で、定員になり次第締め切りです。参加費は大人五千円、小ども四千円です。(バス・弁当代を含む)

河川・海岸愛護の標語を募集

申込み等詳細は、磯金竹雄さん(西条、電話二〇三六)または、小野煎さん(浜、電話二五二六)まで。

のとおり募集しています。▽課題 河川海岸の愛護と住みよい郷土づくりに関するもの

- ▽応募期限 六月十四日(日)
- ▽応募先 山口県土木建築部 河川課(二七五三山口市滝町一―一、電話山口〇三二二一)
- ▽応募方法 官製葉書に作品と住所、氏名、年齢、職業、性別を明記のこと

同和教育地区懇談会の日程

- 五月十二日(月) 旦公民館(旦東、旦西、旦北、門松、岡)
 - 五月十三日(火) 浜表公民館(浜表、赤迫)
 - 五月十四日(水) 野口公民館(井関、野口、萩川)
 - 五月十五日(木) 引野公民館(向井関、引野、仙在、青畑、焼野)
 - 五月十六日(金) 源河公民館(河内、源河)
- 時間はいずれも午後七時半から二時間。

訂正 前号「善意は(こ)に」の香典返しの中で森崎キミさんは「夫幸久さん」のとあつたのは「幸助」さん。また、新年度・区長名簿に飛石「松崎嘉久男」とあつたのは「松崎喜久男」さんでした。

心民館だより



▲もう少しだガンバレー

各種目で大ハッスル 第二十九回町民運動会

全町あげてスポーツに親しみ、健康で明るい暮らしを築こうと、第二十九回町民運動会が四月二十日阿知須中学校グラウンドで行われました。

当日は、前日の雨も止んで運動会日和となり、入場行進では三千二百五十四人、町民総人口の約四〇パーセントが参加しました。競技に入ると各地区の代表選手たちは、大ハッスル、和気あいあいに競技を楽しみました。

婦人学級生を募集

消費問題など盛りだくさん

町公民館では主催事業の婦人学級に多くの学級生を募集しています。(すでに申し込んでおられる方は申し込まなくても結構です)。希望者は町公民館まで今年度の日程は次のとおり。

五月二十日(火) 開講式、フィルム視聴

六月十日(火) 消費生活の問題

(暮らしの中の契約の知識)

七月十五日(火) 町政の現状

将来の展望

八月十九日(火) 電気製品の修理について

九月十六日(火) 消費生活問題(商品テストのいろいろ)

十月七日(火) 社会見学

十一月十八日(火) 新年金制度スタート

十二月十六日(火) 消費生活問

た。また、地区対抗の綱引きでは、地区の力を結集して各地区が力自慢を競い合いました。その結果、総合で赤浜チームが四回連続優勝を達成しました。

運動会の成績は次のとおり。

(一)内は得点。

- ①赤浜(63点) ②縄田(48点)
- ③源河・河内(45点) ④旦那岡
- ⑤東条⑥玉川⑦寺浜⑧前山⑨飛沖
- ⑩岩倉⑪砂郷⑫中西⑬小古郷⑭引野⑮鴨生原

体育功労者を表彰

阿知須町体育協会では、町民運動会の開会式で、長年地域の

題(実践活動をとおして)

一月二十日(火) 家庭教育と婦人の役割

二月十八日(火) 健康・管理

三月十八日(火) 閉講式、テープルマナー

時間はいずれも九時半から正午まで。内容に若干変更のあることがあります。

16ミリ映写技術講習会(へんろ)

期日 五月二十八日(水)

三十日(金)の三日間

時間 午後七時から

会場 阿知須町公民館

申込先 五月二十二日(木)までに受講料五百円

(テキスト代・その他)を添えて町教育委員会へ申し込みのこと。

社会体育発展に貢献された古井正己さん(杖川)と兼重隆文さん(岡)に社会体育功労賞を贈りました。



兼重さん



古井さん

※ 検定証所有者でないといふイルム・映写機の利用貸出しはできません。

受講対象者は二十名程度です。

第十四回町内オープン バレーボール大会

参加チーム募集

主催 阿知須町体育協会

日時 六月一日(日) 午前九時開会

会場 体育センター(女)同前広場(男)、準決勝からはすべて体育センター

参加資格 町内在住者が在勤者で高校生以上(厳守のこと)

チーム編成 自由編成(ただし、男子チームで編成困難な場合は女子を含めてよい)

老人のモノローグ

(ひとりごと)

芥川 貞一(引野)

私が教員養成所を卒業した時の卒業式で、来賓の一人から、諸君が卒業して、県下に喜ぶ者は一人もいない」という意味の祝辞をいただいた。その理由は、頭髪を長くし、風采ばかりに心を奪われ、放課後になると運動場でラケットを振り回して遊んでいるような教師に将来をになう青年の教育が委ねられようかということであった。それは昭和十五年。時代は富国強兵であり、その後戦争、敗戦、戦後の混乱と時代は揺れに揺れた。そして、今では当時予想もしなかった経済大国に発展してきた。

申込期限 五月二十三日(金)

までに事務局(町公民館内)へ申し込みのこと。

練習日 五月二十六日(三十一)の間体育センターを練習のため開放します。

時間帯は午後六時～午後八時と午後八時～午後十時。練習希望チームは五月二十三日(金)までに申し込みのこと。ただし、一チームそれぞれ時間帯二回までとします。



近年の我が国は経済力という力によって、科学を始めとする文化的な発展は素晴らしいものがある。その進歩の速度は驚異的で、戦前までは自分の学んだ分野の専門書や雑誌などは大抵理解が出来たと思っていたが、今日では、新聞やテレビを見ても

判らないことばかりのような気がしてならない。年を取ったせいでもあろうが、進展する社会に取り残されたに違いない。私は先日七十五歳の誕生日を迎えた。明治に生まれ、大正・昭和初年の何もかもテンポの遅い時代に生きてきて、若き日先輩が忠告した事が今更ながら思い出される今日この頃である。

さようならハレー彗星

月食も同時観測

七十六年周期で地球に接近するハレー彗星の最後の観測会が四月二十四日(木)午後八時半から約一時間干拓地で行われました。主催は山口県児童センターと町教育委員会。

当日は、ハレー彗星が皆既月食の間だけ観測出来るとあって親子約三百名が参加。皆既月食と同時に、主催者が用意した天体望遠鏡でハレー彗星を観測し名残りを惜しみました。



▲力を合わせてヨーイショ



ぼくの学校 わたしの学校

5月

阿知須小学校

- 12~17日 スポーツテスト週間
- 23日 遠足・社会見学(1年~5年)
- 25日 日曜参観日

井関小学校

- 13~14日 修学旅行(6年生)
- 18日 日曜参観日

阿知須中学校

- 26~27日 中間テスト



県から派遣の社会教育主事

岡 研一 さん(三)



「本町での担当する仕事は「成人教育、高齢者教育、家庭教育、同和教育などです。社会教育主事という仕事は初めてですが、諸先輩が築いてこられたものを大切に、精一杯がんばりたいと思います。」

「教員歴十四年ということですが、着任前の職場は「山口市の川西中学校です。理科も教えました。おもに体育を担当していました。野球部の監督もしていたので、試合で阿知須によく来ました。」

「阿知須の印象は「面積的に小さな町なので、よくまとまっているところだと思っています。住んでおられる方は純粋な人が多いようです。道路や公民館など公共施設が整っていて、とても恵まれたまちだと思います。」

「町民のみなさんの考え方や意見をよく知ることが大切なので、行事や会議などに積極的に参加してもらって、いろいろ教えていただきます。」

「本町での担当する仕事は「成人教育、高齢者教育、家庭教育、同和教育などです。社会教育主事という仕事は初めてですが、諸先輩が築いてこられたものを大切に、精一杯がんばりたいと思います。」

「町民のみなさんの考え方や意見をよく知ることが大切なので、行事や会議などに積極的に参加してもらって、いろいろ教えていただきます。」

で、やはりスポーツ。バドミントン、バレーボールなど。山口大学時代は器械体操で中四国大会第三位になったこともある。県内の山が中心の登山歴も約十年のこと。

家族は、母と小郡小学校教諭の奥さんと二男の五人。小郡町柳井田から車で通勤。



お年寄りに芸を披露

四月二十日小古郷公民館で同地区の老人クラブ総会があり、会議後に余興として、詩吟や踊

りを趣味とする人たち十二・三人が、お年寄りに喜んでもらうと、日頃練習に励んだ芸を披露しました。「こりやあ、ごっばな上手じやのう」と、お年寄りのみわさんが最初から最後まで達者なまじりに見とれていました。なお、同地区の老人クラブ会員数は約七十人。



自分の芸を力いっぱい披露

短歌

平海 アサノ
畑仕事終へてながむる老の目に
かすみて見ゆる方便山の雪
藤重 アヤ子
さざ波は春の光りにきらめきて
貝を採り居る我が舟の辺に
松尾 君代
生きがい仕事をにもとむる我の
さが時に悲しく思ふ日のあり
古谷 トヨ
草焼きしあとくろぐろと広がり
てこの干拓に春近づけり
正司 ウメノ
法友と白鳥浮ぶ湖を眺めつつ語
らふ春のひと日を
藤重 幾代
畑の畝をひそけく歩むきじ鳩の

赤き足にもさす夕ひかり
春うらら十種ヶ峰の雪とけて裾
野のあたり田植はじまる
中本 幸枝
草の罨孫と作りぬ田の畦に猫の
かかりて孫ら手をたたく
砂村 ヤス子
日をよけて無縁仏の草を取る遠
目に三本葉桜の見ゆ
松代 二郎
昼ふかく庭は光りつ咲く杏花を
散らして雀二羽飛ぶ
桜井 文子
土地面に落ちたまりたる椿の花
風にふかるる様を見てをり
渡辺 宮子
大和なるみ神楽びびく神殿に信
あさき我末座にさぶらふ
古谷 ハナコ

ながかりし冬も終らむ苑内の桃
の苔にふる春の雨
三住 清子
日露役戦勝記念は我が父の妻子
残して玉と散りし日
村田 ウメノ
窓ぎわに咲く水仙のつつましく
花のかほりに立ち止まり見る
田頭 フテ
春の陽に苑の記念日おめでたく
幸ある今日を寿ぎ祈る
塩見 チヨコ
久々に遠くより来し息子等に会
えてうれしくつかの間に過ぐ
幸せの友ら次々と先にゆき只我
ひとり齢を重ねる
師井 泰枝
娘の家に三日宿りて共働きの女
の苦労やうやく知りぬ

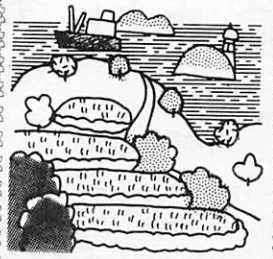
わすれないでネ

5月のメモ

- 9日 春季ゲートボール大会(干拓グラウンド前9時)三歳児健康診査(公、後1時半)
- 13日 健康相談(役、前9時半)育児相談(役、後1時半)
- 14日 三種混合(役、後1時半)
- 15日 慰霊祭(岡山霊廟、前10時)心配ごと相談、交通事故相談(公、前10時)
- 18日 親と子の本読みの会(前10時小古郷公民館前集合、雨天の場合町公民館)
- 20日 婦人学級(公、前9時半)紙人形教室(公、後1時半)
- 21日 明日の親学級(公、前9時半)
- 27日 ツベルクリン(役、後1時半)
- 28~30日 16ミリ映写技術講習会(公、後7時)
- 29日 ツベルクリン反応検査、BCG(役、後1時半)
- 30日 麻しん(新井医院、後2時)(役=役場、公=公民館)

役所などへの要望や苦情を解決

おしらせ



夏の行政相談週間 五月十一日~十七日

役所や公社・公団などが行っている仕事に意見や要望があるけれど、どこに言えばよいかわからない。あるいは、苦情を申し立てたいけれど、受け付けてくれるのはどこだろうかと悩んでおられません

か。 そのような苦情や要望を受け付け、解決を図ってくれるのが行政相談です。相談の受け付けは、山口市の行政監察事務所や市町村に配置されている行政相談委員

などが行っています。行政相談委員はもともと身近な相談相手として、総務庁長官が法律に基づいて、民間有識者の中から委嘱した人たちです。本町の行政相談委員は橋本正夫さん(砂二、電話三三六四有線四二二三)です。相談は無料。相談方法は口頭、電話、手紙など都合に合わせて選べます。もちろん秘密は固く守られます。行政相談の制度について理解を深め、利用を促すため、五月十一日から十七日までを「夏の行政相談週間」とし、全国で巡回相談所の開設などの行事が催されます。今年から軽自動車・自動二輪の納税証明書は本人に送付町税務課では今年から軽自

動車および二五〇cc以上の自動二輪の納税証明書(継続検査用)を、各地区の納税組合を通じて本人あてにお送りすることにになりました。今までは車検を受けるたびに納税者本人か業者などの代理人が、直接税務課へ納税証明書を受け取りにいられていましたが、その手間を省くために改めたものです。なお、すでに納税を済ませた人には、五月中旬ごろに証明書をお送りする予定です。六月からファミリー型も中小企業労働者共済

人の動き(国勢調査との比較)

| 住民登録 | | 国勢調査 | |
|----------------|-----|--------------|---------|
| (昭和61年4月30日現在) | | (昭和60年10月1日) | |
| 8,361人..... | 人 | 口..... | 8,407人 |
| 3,906人..... | 男 | 性..... | 3,866人 |
| 4,455人..... | 女 | 性..... | 4,541人 |
| 2,276世帯..... | 世帯数 | | 2,330世帯 |
| 4月分の人の動き | | | |
| 出生..... | 10人 | 転入..... | 47人 |
| 死亡..... | 3人 | 転出..... | 52人 |

県内の中小企業に働く人の福祉厚生のために中小企業共済制度があります。一般従業者のほかに従業員二十人以下の企業、あるいは五人以下の小売・サービス業

の事業主も加入できる制度です。死亡、傷害、入院、自宅治療、住宅災害、結婚、出生の際に、掛金や種別によって見舞金、税金、療養費などが支払われます。六月から中小企業の勤労者とその家族を対象に(小規模事業主、農林漁業従事者を各含む)ファミリー型が新設されました。加入できる年齢は零歳から六十四歳まで。奥さんやお子さんと一緒に加入されたいかがでしょうか。小さな負担で、大きな保障が魅力です。くわしくは町産業課か町商工会まで。町消防団員の異動(四月一日)▽第三分団長 田辺忠志▽同副分団長 中川清▽同部長 上野一秋▽退職 田辺保雄(元第三分団長) 敬称略

よるなしみ

出生(おすこやかに) 親の名 続柄子の名月日住所
利重 見長女由佳里3・18中村
浅谷 卓長男聡 史3・23砂三
村田雅博二女智 美4・6砂三
重永光正二男佳 祐4・7浜
岡本恭典長男 翼 4・9且西
弘中智則二男智 貴4・11南祝

死亡(ご冥福を祈ります) 氏名 死亡日年齢住所
古谷ヨシノ 3・30 89 赤迫
丸山 哲男 4・8 64 杖川
小野タケヲ 4・9 78 野口
西村 秀助 4・13 92 井関
(四月二十五日受付分まで)

福永 悟長男耕 介4・12 浜
岡屋由伸長男充 俊4・13 源河
岩崎 勉二男 徹 4・14 繩北
松田 靖長女早 苗4・16 且西

〈町社会福祉協議会〉
◇香典返し▽藤井龍夫さん(且西)は父梅男さんの▽生田ハルエさん(中村)は夫一枝さんの▽工藤満雄さん(恵比須)は妻秀子さんの▽松代元子さん(小郡町明治西)は夫哲郎さんの▽片山金子さん(河内)は夫忍さんの▽竹田寛作さん(寺河内)は父正彦さんの▽丸山敬男さん(杖川)は父哲男さんの▽徳田栄造さん(南祝)は母ミチエさんの▽西村豊助さん(井関)は父秀助さんの
◇篤志▽岡田良子さん(宇部市東岐波)は退職記念として▽河村捷郎さん(東京都狛江市)は在宅福祉推進として▽古賀昭二さん(山口タイガー)は拾得金を▽西村豊助さん(井関)は亡父の煙草のつり銭を

